

様式第4号(第6条関係)

随意契約実施状況(建設工事等)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
29	下水道建設課	H29.4.18	松阪市公共下水道事業 大口排水区 大口ポンプ場増設工事施工管理業務委託(沈砂設備)	施工管理業務委託(沈砂設備) N= 1式	1	H29.4.24	(公財)三重県建設技術センター	津市島崎町56番地	1,880,280	1,706,400	公の発注に関する監督支援事務は、公正・中立性の確保とともに、その内容の守秘を担保する必要がある。また、設計図書及び三重県積算基準、設計単価表及び三重県公共工事共通仕様書などに基づき、設計積算から工事施工、検査に至る一貫した専門知識や経験を有することが求められる。しかし、下水道建設課に機械の技術職員がいないことから、適切に実施できない。そのため、専門知識等を有し公正な監理支援業務を委託する必要がある。工事施工状況の確認を施工の節目において実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における課題事項を適切に処理できる専門的知識を有する技術者を的確に確保できるうえ、法令遵守及び秘密保持ができるなど本業務委託の執行可能な体制を有している県内団体は、(公財)三重県建設技術センターしかない。このような理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
29	下水道建設課	H29.4.27	松阪公園大口線道路改良(電線共同溝)に伴う公共下水道管布設替工事	内径150mm管布設工 L= 28.1m マンホール設置工 N= 4箇所 舗装復旧工 A= 30.8m ² 水道管撤去工 L= 28m	1	H29.4.28	株式会社 北村組	松阪市中央町306番地1	4,167,720	3,888,000	本工事は、三重県が施工する電線共同溝工事に伴い、支障となる公共下水道管を布設替えするものである。(工事費は、県より補償) 下水道管の布設替えは、占用位置の重複や、工事期間の重複、また、管路の大半が並走するなど電線共同溝工事と密接にかかわっており、施工順序の調整や、施工後の不具合発生など考察すると、電線共同溝工事請負業者で「株式会社北村組」による施工が必要である。また、「株式会社北村組」と随意契約した場合の工事費は、電線共同溝工事との合算諸経費によるものとするため、単独で下水道管布設替工事を発注する場合と比べても高価ではない。このような理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約とした。	無	
29	下水道建設課	H29.7.12	松阪市公共下水道台帳補正業務委託	管渠情報データ作成 L=7.0km 公共汚水樹データ作成 N=531件 下水道区域データ作成 N=1式 維持管理情報データ作成 N=1式	1	H29.7.13	株式会社パスコ 三重支店	津市栄町三丁目 222番地	10,446,840	8,532,000	当委託は、都市計画図(1/1000)を基図として下水道管路施設の追加や修正を行い、そのデータは松阪市統合型GISに反映して全庁的に共有を図れるようにするものであるが、下水道台帳や排水設備申請図書等のデータは(株)パスコが構築したシステムで蓄積されており、また、松阪市統合型GISは(株)パスコが著作権を有するシステムであり、(株)パスコ以外の業者が業務を実施する場合、様々なリスク(他業者では地理情報システムを新規導入するか、既存データを一旦その業者が扱えるデータ形式に変換したうえで(株)パスコのサポートを得て松阪市統合型GISにセットアップする必要等がある。)が生じることや、時間と費用が多く必要になり負担が大きくなること等が考えられる。このような理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号により随意契約とした。	有	

様式第4号(第6条関係)

随意契約実施状況(建設工事等)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
29	下水道建設課	H29.8.23	中川西部・東部排水機場 草刈業務委託	草刈業務委託 A= 2,700m ² 西部排水機場 A= 2,200m ² 東部排水機場 A= 500m ²	1	H29.8.28	東海メンテナンス 株式会社	津市栄町三丁目 257番地	775,440	658,800	本業務は、排水機場の地上部だけでなく調整池の水面を下げる作業があり、調整池内は人力による作業となることから、断続的なポンプ運転が運動して必要となります。また、ポンプ運転は運転管理業務委託を受託している東海メンテナンス(株)が常時行っており、他の業者ではできない。よって、作業を円滑で安全に進めるため、東海メンテナンス(株)に決定した。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
29	下水道建設課	H29.10.20	松阪市公共下水道事業 松阪全処理分区 工事積算業務委託	工事積算業務(推進工法) N=1式 松阪第2処理分区 松阪2-6号 污水幹線外管渠 L= 398.5m 松阪第3処理分区 502号污水 幹線 L= 695.8m 松阪第6-2処理分区 120号污水 管渠 L= 458.6m	1	H29.10.25	公益財団法人 三重県建設技術センター	津市島崎町56番 地	11,341,080	9,720,000	本業務の実施にあたって必要となる公正性、透明性を確保するには、少なくとも特定企業との利害関係がないことが求められることから、委託先は公共性を有する機関に限られる。また、設計積算から工事施工、検査に至る一貫した専門知識や経験を有する技術者を一定期間に集中して配置できる体制を有し継続的に業務を実施できる機関であることも必要である。(公財)三重県建設技術センターは、特定企業との利害関係がないなど、公正性及び透明性が確保できるうえ、「施工体制の確保に関する推進協議会」において、公共工事発注者支援機関に認定されていることや過去の実績等から、公平性、中立性及び専門性を有し、高度な守秘義務が担保されると推測できる。このような理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	有	
29	下水道建設課	H29.11.24	沖スポンプ場自家発用エンジンE点検整備工事	沖スポンプ場自家発用エンジンE点検整備 1式	1	H29.11.29	松岡産業株式会社	名古屋市中村区 名駅南四丁目10番18号	1,939,680	1,836,000	当ポンプ場の自家発用エンジンは、設置当初より松岡産業株式会社により点検、整備等のメンテナンスを行っており、他の既設設備と密接不可分な関係にあります。このことから、他の業者に工事を請け負わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、設備の故障等が発生した際にも、責任追及が最も明らかとされる。このような理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
29	下水道建設課	H29.11.24	大口ポンプ場No.1・No.3 エンジンE点検整備工事	大口ポンプ場No.1・No.3エンジンE点検整備 1式	1	H29.11.29	松岡産業株式会社	名古屋市中村区 名駅南四丁目10番18号	4,899,960	4,644,000	当ポンプ場のNo.1エンジン及びNo.3エンジンは、設置当初より松岡産業株式会社により点検、整備等のメンテナンスを行っており、他の既設設備と密接不可分な関係にあります。このことから、他の業者に工事を請け負わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、設備の故障等が発生した際にも、責任追及が最も明らかとされる。このような理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
29	下水道建設課	H29.12.11	松阪市公共下水道事業 松阪第2処理分区 松阪 2-3号污水幹線管渠修正 設計業務委託	道路詳細修正設計 0.12km	1	H29.12.15	アジアコンサルタント株式会社	松阪市高町559番 地10	517,320	486,000	平成28年度松阪市公共下水道事業松阪第2処理分区松阪 2-3号污水幹線管渠測量業務委託の成果を用いて、地元 関係者との用地交渉及び水利組合との協議を行った結果、 下水道管理用通路の修正設計が必要となった。早急に対 応ができる、現場に精通しているのが業務委託請負業者である アジアコンサルタント株式会社である。このような理由から 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約 とした。	無	
29	下水道建設課	H29.12.18	中川東部排水機場No.3 エンジン点検整備工事	中川東部排水機場No.3エンジン 点検整備 1式	1	H29.12.20	三愛物産株式会社三重支店	津市藤方1165番 地1	10,353,960	8,964,000	当排水機場のNo.3エンジンは、設置時から機器の診断や 点検、修繕等に三菱重工エンジンシステム(株)中部支社が携 わっていたが、今回より直接契約が結べなくなったことから、 三菱重工業(株)製エンジンの分解整備点検に対応ができ、 点検整備後の品質管理やメンテナンス計画等の提案も可能で、県内唯一の代理店が三愛物産株式会社三重支店 である。このような理由から地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号により随意契約とした。	有	